第 6404 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2020年)令和2年 3月 24日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

ソフトウェアの有姿除却

Ｑ：ソフトウェアで使わないものがありますが、損金に算入することはできますか？

Ａ：一定の場合は損金に算入することが認められます。

【解説】

ソフトウェアは、複写販売用原本は３年、その他のものは５年で減価償却をするのが原則ですが、ソフトウェアについて物理的な除却、廃棄、消滅等がない場合であっても、次のようにそのソフトウェアを今後事業の用に供しないことが明らかな事実があるときは、そのソフトウェアの帳簿価額（処分見込価額がある場合には、これを控除した残額）をその事実が生じた日の属する事業年度の損金の額に算入することができるとされています。

①自社利用のソフトウェアについて、そのソフトウェアによるデータ処理の対象となる業務が廃止され、そのソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合、又はハードウェアやオペレーティングシステムの変更等によって他のソフトウェアを利用することになり、従来のソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合

②複写して販売するための原本となるソフトウェアについて、新製品の出現、バージョンアップ等により、今後、販売を行わないことが社内稟議書、販売流通業者への通知文書等で明らかな場合

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】